

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	宜野湾市 保育の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は保育の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、保育所等での保育の実施又は措置に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力を認定し、保育の実施に係る費用の徴収をする。 児童福祉法及び番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①就学前児童の保育所への申込受付から、選考、入所決定、保育料決定 ②待機児童の管理や口座振替等による保育料・滞納管理
③システムの名称	子ども子育て支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子ども子育て支援情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項、第2項、第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条(第7号・第8号・第9号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表17の項及び20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部 子育て支援課
②所属長の役職名	福祉推進部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関しては複数人及び上長の確認を行うようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項	番号法第9条第1項 別表第一 94項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第68条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)項番 116	(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号別表第二の項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	福祉推進部 保育課	福祉推進部 子育て支援課		
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	福祉推進部 保育課長 鳥袋 喜美恵	福祉推進部 子育て支援課長		
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 保育課	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 子育て支援課		
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)		
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点		
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点		
令和4年7月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和4年7月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第8条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年宜野湾市条例第32号)第4条第1項、第2項、第3項		
令和7年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号別表第二 項番 13、16 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条(第7号・第8号・第9号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表17の項及び20の項		
令和7年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年1月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年1月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	なし	十分である 特定個人情報の取扱いに関しては複数人及び上長の確認を行うようにしている。 新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)		
令和7年1月15日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 もっとも優先度が高いと考えられる対策	なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)		
令和7年1月15日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	なし	十分である システムへのログインが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定している。職員名簿を年度ごとにより作成し、適切な管理を行っている。 新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)		